

感染症・食中毒の予防及び蔓延防止に関する指針

医療法人溪仁会 札幌西円山病院介護医療院

I 札幌西円山病院介護医療院における感染症・食中毒に関する基本的な考え方

札幌西円山病院介護医療院(以下、当施設)は、易感染性の高齢入所者が多く、施設感染は安全管理上のリスク要因ともなります。入所者、職員、来院者に対し、施設内感染を未然に防止するとともに、感染症が発生した場合には速やかに原因を特定し、これを制圧、終息させることが重要となります。

全職員が施設内における感染防止対策を把握し、施設の理念に則った安心・安全な生活および医療を提供していくことを目的として本指針を作成します。

II 基本的方針

当施設では、感染症および食中毒の予防及び蔓延防止のために、感染防止対策委員会の設置やその他必要な取り組みを行います。

①平時の対応について

1)施設内の衛生管理について

- ・居室等の入所者が利用する環境については、日々清掃を実施し、清潔な状態を保持します。
- ・施設内の整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒等を定期的に行います。

2)排泄物や血液・体液等の処理について

- ・排泄物および血液等の処理に関しては、別途定める感染対策マニュアルに定める適切な対応方法に則り行います。

3)日常ケアに係る対策について

- ・看護および介護の場面においてはスタンダードプリコーションに基づいた対応をします。
- ・入所者の異常な兆候を早期に発見できるよう、健康状態を常に注意深く観察していきます。

②発生時の対応

当施設で感染症に罹患する入所者が発生した場合、入所者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、入所者の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすため、迅速に次のことを行います。

1)発生状況の把握

2)感染拡大の防止のための対策

3)病態に合わせた医療的措置

4)行政への報告

5)医療機関との連携

③発生時の連絡体制

- ・施設内で感染症および食中毒が発生した際は速やかに施設長および副施設長へ報告します。
- ・施設長及び副施設長は感染等の状況を職員と連携し的確に把握します。
- ・状況に合わせて、入所者に必要な医療的処置および感染拡大防止に向けた対策を実施します。
- ・併設する協力病院にも即時に情報共有し、必要に応じて支援してもらえるよう体制を整えます。

④行政への報告について

施設内で以下に示す報告が必要な場合に該当する事象が発生した場合には札幌西円山病院ICCと連携したうえで、札幌市の主幹部局への報告、所轄の保健所への報告を行い、必要な対応をします。

【報告が必要な場合】

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【報告内容】

感染症または食中毒が疑われる入所者の人数、症状、施設の対応状況など

Ⅲ 注意すべき主な感染症

高齢者が多い介護施設において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられます。

①入居者(利用者)及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等の集団感染を引き起こすリスクのある感染症

②健康な人に感染を起こすことは少ないが、感染抵抗性の低下した人に発生する感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA)、緑膿菌感染症等の薬剤耐性菌による感染症

③血液、体液を介して感染する感染症

肝炎(B 型肝炎、C 型肝炎)等

Ⅳ 感染症予防委員会の設置

当施設内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、入所者及び家族に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を施設全体で取り組むため、感染防止対策委員会(以下、委員会)を設置します。

①委員会の構成員

施設長(医師)、副施設長、看護職員、介護職員、介護支援専門員、相談員、リハビリ職員、管理栄養

士、薬剤師、臨床検査技師とします。必要に応じ、併設病院の ICC を参集します。

②開催頻度

毎月1回定期的に開催し、感染症の予防等の検討を行います。また、感染症発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催します。

③委員会の役割

- ・施設内感染対策の立案
- ・指針・マニュアル等の整備・更新
- ・入居者(利用者)及び職員の健康状態の把握
- ・感染症発生時の措置(対応・報告)
- ・施設内感染対策に関する職員への啓蒙(周知・徹底)
- ・研修・教育計画の策定及び実施
- ・各部署での感染対策実施状況の把握と評価

V 職員研修に関する基本方針

当施設の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした感染症の予防に関する研修及び訓練(シミュレーション)を実施します。

①新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行います。

②定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年2回(2回以上)実施します。

③訓練(シミュレーション)

施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を年2回(2回以上)実施します。

VI 入居者(利用者)に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、当施設のホームページ上に公表し、いつでも入居者及び家族が閲覧できるようにします。

▶附 則

- ・H30年7月1日から施行
- ・R7年5月1日に一部改訂